

特別養護老人ホーム富竹の里・富竹の里和み入所指針

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム富竹の里・富竹の里和み（以下「施設」という。）において、優先入所に関する基準を定め、在宅サービスを最大限活用しても在宅での生活を送ることが困難である入所申込者を優先入所させ、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所までの流れ

- (1) ご本人、ご家族、居宅介護支援事業者等から施設への直接申込み
- (2) 入所申込書の受理
- (3) 判定指針による優先度（順位）の一次判定
- (4) 入所判定委員会の開催と優先度（順位）の総合判定
- (5) 入所待機者順位リストの作成
- (6) 空きベッドの発生に伴う優先度（順位）リスト上位者への入所説明
- (7) 契約入居

3 入所の対象となる者

要介護3以上の者及び、要介護2又は要介護1であって特列入所の要件に該当する者とする。

特列入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮する。

- (1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

4 入所申込時の対応等

(1) 入所申込者への対応

施設は入所申込者へ、特列入所の要件、評価基準及び入所決定までの手続について説明を行い、同意を求めるものとする。この場合において、入所申込者が要介護2又は1であるときには、入所申込後に特列入所の要件を満たさないことを施設が当該入所申込者に通知する際に、併せて申込書類一式を返戻することについても同意を求めるものとする。

なお、申込書は別紙2のとおりとする。

(2) 個人情報の把握の同意

入所申込者及び家族の状況把握を行うため、個人情報の取扱いについては、市町村、担当ケアマネジャー、他の施設等からの情報収集に係る同意を得るものとする。

(3) 施設への報告

入所申込者は、入所申込書に記載した項目に変更があった場合、申込みをした施設に報告するものとする。

(4) 特列入所による申込みへの対応

①施設から市町村への照会

施設は、入所申込者が要介護2又は1である場合には、別紙3の照会文書により、当該入所申込者の入所申込書の写等を添えて、入所申込者が居住する市町村の長あてに、特列入所の要件を満たすかどうか意見を求めるものとする。

②市町村からの意見の表明

③入所申込者への通知

施設は、市町村長から②により意見があった場合には、特列入所の要件を満たすかどうか決定し、原則として、入所申込者に通知し、特列入所の要件に該当しないときは、申込書類一式を併せて返戻するものとする。

5 入所判定委員会

(1) 役割

施設は、入所の決定に係る事務を処理するために、入所検討委員会を設置し、優先度（順位）を判定する基準や判定結果について審査を行うものとする。

(2) 入所検討委員会の委員構成

入所検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、施設職員以外の者（地域包括支援センター職員・民生委員等）で構成する。

(3) 入所検討委員会の開催

入所検討委員会は、施設長が招集し、随時開催するものとする。

6 評価基準及び優先度（順位）の決定

評価基準については、個別評価項目と総合評価項目とし、次表のとおりとする。

優先順位の決定は、

①個別評価項目の各項目を、それぞれ点数化し、その合計点数を算出し、

②更に、総合評価項目により入所の要件を勘案した上で、行うこととする。

なお、施設長は、入所申込者の状況が急に悪化するなど、真にやむを得ないと判断した場合は、職権により入所させることが出来るものとし、後日入所に至った経過などを委員会に報告するものとする。

個別評価項目（標準的な個別評価項目は別紙1）
<ul style="list-style-type: none">・要介護度・認知症高齢者の日常生活自立度・介護者等の状況・在宅サービス利用率など

総合評価項目
<ul style="list-style-type: none">・空きベッドが発生した男女の別・空きベッドが発生した同室者への配慮・申込みが夫婦等で、同室を希望する場合への配慮・要医療状態と、施設がもつ医療機能とのマッチングへの配慮・身体上又は精神上的の著しい障害による常時介護の必要性・生活上の全面的な介護などの必要性・自立度が低いことによる生活全般にわたる関与などの必要性・認知症による行動障害、在宅のQOL・在宅サービスの利用内容・住宅環境の要因、入所申込時期、地域性、入所した場合の家族との交流など

7 入所辞退者の取扱い

入所希望者の都合により入所辞退があった場合は、一時的に入所決定を繰り下げる、又は登録から削除する取扱いとし、辞退の理由等を考慮して各施設が判断するものとする。

なお、辞退した者の再度の申込を妨げない。

8 老人福祉法による措置入所

施設は、市町村から老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所委託があった場合には、入所させるものとする。

9 その他

(1) 記録の保存

協議の内容を記録し、2年間保存するものとし、市町村から求められた場合には、これを提出するものとする。

(2) 守秘義務

業務上知り得た申込者本人や家族等に関する個人情報を漏らしてはならない。また、施設を退職した後及び委員を辞任した後も同様とする。

(3) 入所待機者の現況調査

入所待機者は高齢であり、日々体調の変化が認められる場合もあることから、年1回現況調査を行い、最新の状況を把握する。

(4) 指針の見直し

本指針を改正する必要がある場合は、所要の見直しを行う。